○内閣府告示第四百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　厚木市

二　構造改革特別区域の名称　あつぎＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　厚木市の全域

○内閣府告示第四百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

二　構造改革特別区域の名称　新潟市ＩＴ人材ステップアップ特区

三　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

○内閣府告示第四百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新発田市

二　構造改革特別区域の名称　しばたっ子食農給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新発田市の全域

○内閣府告示第四百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県

二　構造改革特別区域の名称　ふくいＩＴ達人育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　福井県の全域

○内閣府告示第四百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

二　構造改革特別区域の名称　やまなしＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　山梨県の全域

○内閣府告示第四百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富士吉田市

二　構造改革特別区域の名称　健やかな成長を応援する給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　富士吉田市の全域

○内閣府告示第四百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南アルプス市

二　構造改革特別区域の名称　より安全で安心できる給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　南アルプス市の全域

○内閣府告示第四百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

二　構造改革特別区域の名称　長野市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野市の全域

○内閣府告示第四百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松本市

二　構造改革特別区域の名称　松本市ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松本市の全域

○内閣府告示第四百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

二　構造改革特別区域の名称　上田市の産業を支えるＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市の区域の一部（旧上田市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

二　構造改革特別区域の名称　大垣市ＩＴエキスパート育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

○内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　瑞浪市

二　構造改革特別区域の名称　幼児教保育特区

三　構造改革特別区域の範囲　瑞浪市の全域